事務連絡

平成２６年　４月　８日

各　労働保険事務組合　代表者　　殿

福島労働局総務部労働保険徴収室長

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を

改正する省令の施行について

労働保険適用徴収業務に関しては、日頃よりご協力をいただき感謝申し上げます。

　平成２６年４月１日から消費税と地方消費税とを合わせた税率が８％となることに伴い、標記のとおり、請負による建設の事業についての賃金総額の計算の特例についての暫定措置を講ずることを内容とする省令が公布されました。

改正内容は、下記のとおりですので円滑な業務についてご協力をお願いいたします。

記

１　改正の内容

　　　請負による建設の事業に係る賃金総額の算定に当たり請負金額に乗ずる率（労務費率）に

ついて、当分の間、暫定措置として請負金額に１０８分の１０５を乗じて得た額に、所定の

労務費率を乗じることとなりました。

２　施行期日

　　　平成２６年４月１日

３　一括有期事業に係る取扱い

1. 一括有期事業ごとに適用されます。（業種ごと）

平成２６年度確定保険料算定時は、すべて新消費税率の適用対象とみなし、請負金額に

１０８分の１０５を乗じて得た額に、現行の労務費率を乗じます。

1. 平成２６年概算保険料及び増加概算保険料の申告について

原則、暫定措置を適用することなく、平成２５年度確定保険料額と同額での申告となり

ます。

ただし、概算保険料の賃金総額が確定保険料の賃金総額の１００分の５０未満若しくは１００分の２００を超える見込みの場合は、上記１の暫定措置を適用することから、「別紙１」を添付の上、申告願います。

1. 平成２６年度年度更新時の平成２５年度確定保険料の申告について

上記１の暫定措置を適用しません。従前のとおりとなります。

1. 平成２７年度年度更新時の平成２６年度確定保険料の申告について

「一括有期報告書」の記入については、「別紙２」を参考にしてください。

同一の業種ごと（労務費率ごと）に、「請負金額」「賃金総額」の計の欄を２段書きして

ください。

個々の工事については、消費税を含めた請負金額及び賃金総額を記載してください。

福島労働局総務部労働保険徴収室　適用第一係

ＴＥＬ　０２４－５３６－８８００

ＦＡＸ　０２４－５３６－３３００